

国立大学法人和歌山大学広告掲載実施要項

平成30年7月18日 学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学広告掲載取扱規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(規程第2条関係)

第2 規程第2条第1号ニの規定により学長が個別に定めるものは、別表1に掲げるものとする。

(規程第4条関係)

第3 規程第4条の規定により本学が別に定める掲載位置、規格、枠数、掲載料の標準額及び作成方法等については、別表2のとおりとする。

(規程第5条関係)

第4 広告の掲載を希望する者に競合の恐れがない場合は、公募に抛らないことができる。

(規程第9条関係)

第5 規程第9条に規定する所定の期日は、広告掲載日または広告掲載の許可日から14日とする。

(規程第11条関係)

第6 規程第11条に関わらず、広告掲載料の納付期日は原則広告掲載日から30日とする。

(小規模な広告掲載の一次審査)

第7 別表1に掲げる場所における広告の掲載で、かつ第4項に該当する場合においては、広告の掲載場所を監守する部局（以下、「担当部局」という。）において一次審査を行う。

(小規模な広告掲載の二次審査及び決定)

第8 前項の審査を通過した申請については、学長が二次審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

(事務)

第9 第7項に規定する一次審査及び、掲載期間が過ぎた広告の撤去については担当部局が確認を行い、前項の二次審査に係る事務は企画課において処理する。

附 則

この要項は、平成30年7月18日から施行する。

附 則（平成31年1月31日一部改正）

この改正要項は、平成31年1月31日から施行する。

附 則（平成31年4月18日一部改正）

この改正要項は、平成31年4月18日から施行する。

附 則（令和5年5月30日一部改正）

この改正要項は、令和5年5月30日から施行する。

別表 1（第 2 項関係）

「和歌山大学」バス停留所
大学会館内ポスター&パンフレットラック
大学会館第一食堂前掲示板
産学連携イノベーションセンター玄関前

別表 2（第 3 項関係）

掲載位置	規格	枠数	掲載料の標準額
「和歌山大学」バス停留所	A1	10	1 枠あたり 10,000 円／1 ヶ月
大学会館内 ポスター&パンフレットラック	A1	1	1 枠あたり 10,000 円／1 ヶ月 (ポスターとパンフレットが同種の場合は 1 枠に含む。)
大学会館第一食堂前掲示板	A1 (A2 も可)	6	1 枠あたり 10,000 円／1 ヶ月 (A2 の場合は 5,000 円／1 ヶ月)
産学連携イノベーションセンター 玄関前	A1	1	1 枠あたり 10,000 円／1 ヶ月

※別途、消費税及び地方消費税が必要になります。

※掲載料の標準額について、本学基金へ高額寄付などの多大な支援をいただいている場合は、別の取扱いをすることがあります。